

佐久市災害時業務継続計画（BCP）

平成30年2月

佐 久 市

目次

策定の背景と目的	1
1 災害時業務継続計画が目指す基本方針	
(1) 非常時優先業務の実施	2
(2) 非常時優先業務のための資源確保	2
(3) 非常時優先業務のための体制確保	2
2 災害時業務継続計画策定による効果	3
3 災害時業務継続計画の位置付けと地域防災計画との違い	4
4 想定する大規模災害	
(1) 想定	5
(2) 被害想定	5～6
5 災害時業務継続計画の重要な6要素	7
(1) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	8～13
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	14
(3) 電気、水、食料等の確保	15～18
(4) 災害時における多様な通信手段の確保	19～20
(5) 重要な行政データのバックアップ	21～22
(6) 非常時優先業務の整理	23～28
6 災害時業務継続計画の発動・解除	
(1) 対象となる危機状況	29
(2) 発動基準	29
(3) 解除基準	29
7 災害時業務継続計画の策定体制・継続的改善	30
【資料編】非常時優先業務一覧	

策定の背景と目的

大規模災害発生時における市の対応は、災害対策基本法第 42 条（※1）の規定に基づき定めた「佐久市地域防災計画」に沿って、防災関係機関などと連携し災害応急対策業務等を遂行することとしています。

市は、市民に最も身近な基礎自治体として平常時から生活に密着した市民行政サービスを提供していることから、市民生活に大きな影響を与えると考えられるサービスは、災害時においても休止することなく継続することが求められています。

市役所が被災し、ヒト、モノ、情報、ライフラインなどが制約を受け、行政機能が低下した状況下においても、一定の業務を的確に継続してできるよう事前の対策が必要であることから、災害時業務継続計画（※2）を策定した。

※1 災害対策基本法第 42 条：市町村地域防災計画の作成、修正などの規定

※2 災害時業務継続計画：BCP：Business Continuity Plan

（ビジネスコンティニューイティ プラン）

Business＝仕事 Continuity＝継続 Plan＝計画

1 災害時業務継続計画が目指す基本方針

(1) 非常時優先業務の実施

災害発生時に市は、市民の生命、財産を保護し、市民生活への影響を最小限にとどめることが重要であることから、非常時優先業務（※3）を定める必要がある。

その責務を達成するために、通常業務は非常時優先業務の継続に支障とならない範囲で休止若しくは実施することとし、そのために予め優先して実施しなければならない業務を選別しておくことが重要である。

(2) 非常時優先業務のための資源確保

非常時優先業務をするためには、発災時に確保できる資源（ヒト、モノ、情報、ライフラインなど）を最大限活用し、業務の継続と早期復旧することが必要である。このため非常時優先業務に必要となる人員や資機材などの資源確保・配分は全庁で横断的に調整することとすることが重要である。

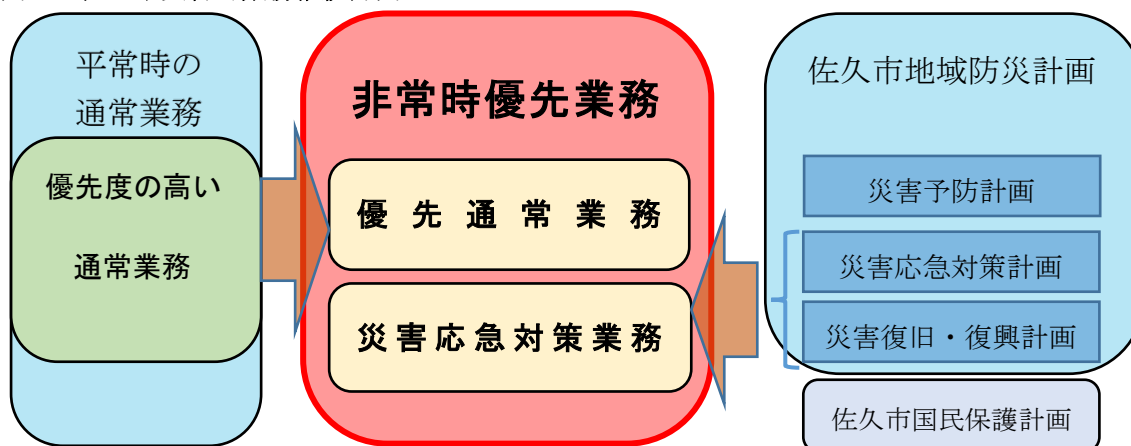
(3) 非常時優先業務のための体制確保

業務継続の確保には、災害時業務継続計画を全庁体制で運用し、継続的に改善を加えることが重要である。このため平常時からの取り組みとして、各所属職員は必要に応じて情報の共有をするとともに、随時、計画の見直しを図ることで、より実効性の確保とその向上に努めることが重要である。

非常時優先業務 = 優先通常業務(※4) + 災害応急対策業務(※5)

- ※3 非常時優先業務：大規模な災害にあっても優先して実施しなければならない業務
- ※4 優先通常業務：災害応急対策業務以外の業務で、市の「事務処理規則、組織規則、教育委員会組織規則、教育委員会事務局処務規程」を基準として定めた業務
- ※5 災害応急対策業務：地域防災計画の「各部及び班の事務分掌」に掲載している全業務

図1 佐久市災害時業務継続計画のイメージ



2 災害時業務継続計画策定による効果

災害時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。

しかしながら、災害時業務継続計画を策定することにより、地域防災計画や災害対応マニュアルなどでは想定していない「行政も被災し市民サービスの低下に繋がる深刻な事態」を考慮した非常時優先業務の執行体制や業務開始目標時期が明確となる。また非常時優先業務の執行に必要な資源の確保を図ることで、発災直後の混乱時に行政機能不全に陥ることを回避することができる。

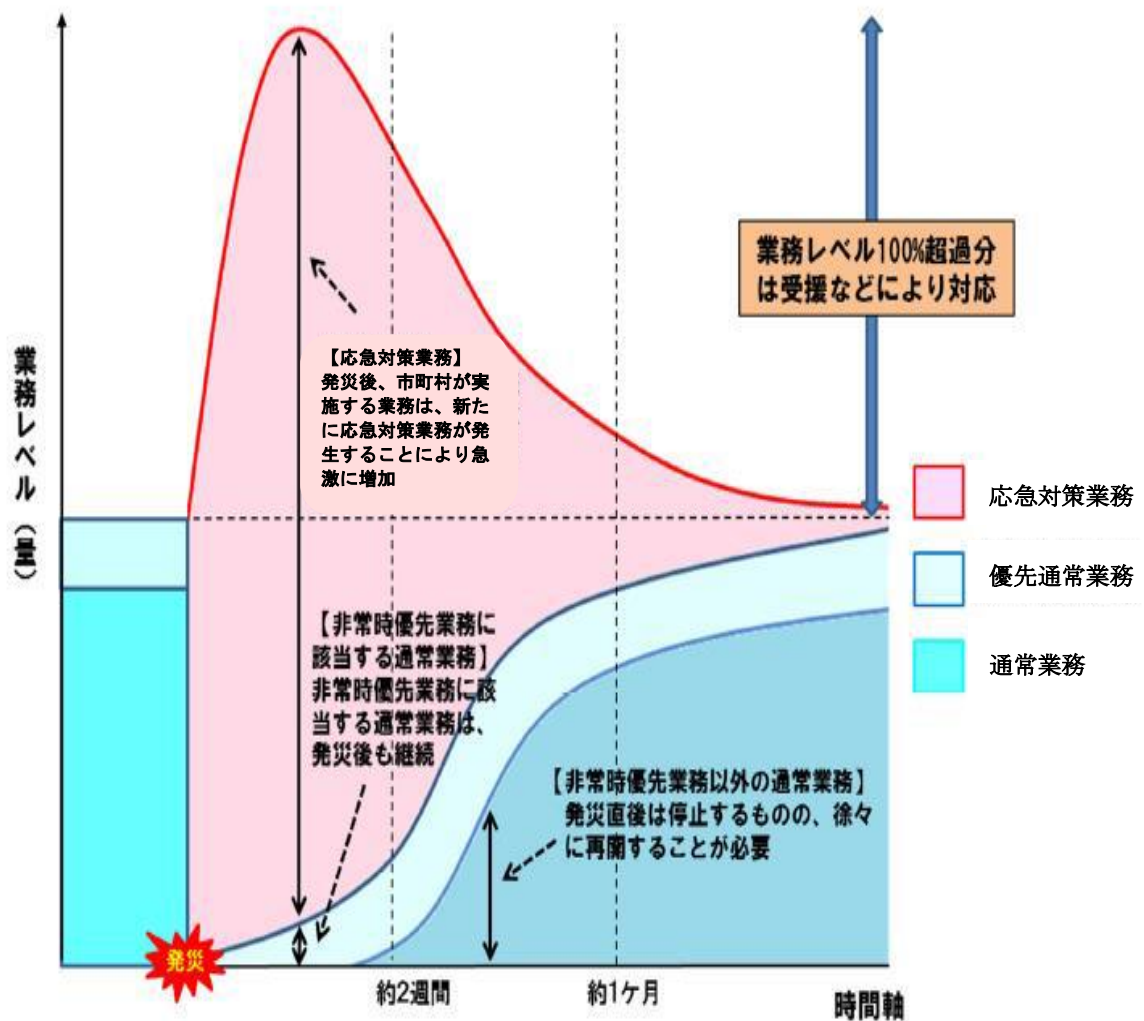


図2 発災後に市が実施する業務の推移

※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図2に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

3 災害時業務継続計画の位置付けと地域防災計画との違い

地域防災計画は、市防災会議が市域に係る防災に関し策定する法定計画である。市及び関係機関と連携し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興などについて処理すべき事務並びに業務の大綱を中心とした総合的かつ基本的な計画です。

一方、災害時業務継続計画は、地域防災計画で定められた市の取り組むべき事項を実施するための補完計画である。一定の災害想定の下、市が行う災害応急対策などの詳細な実施手順等を定め、また市民生活に密接に関係する通常業務の継続はもとより、災害の早期復旧のための手順などについて定める計画です。

地域防災計画と災害時業務継続計画との違い

項目	地域防災計画	災害時業務継続計画（BCP）
計画の趣旨	災害に関する実施すべき事項、役割を災害予防、災害応急対策、災害復旧などに分類し規定する。	発災時に限られた資源のなかで、非常時に行わなければならない業務を目標とする時間、時期までに実施できるようにする。
市役所の被災	想定しません。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用可能な資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧、復興業務だけではなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	想定しません。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	想定しません。	業務に従事する職員の水・食料、トイレなどの確保について検討のうえ、記載する。

参考：内閣府「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」

4 想定する大規模災害

(1) 想定

市で想定される自然災害には、各種災害（風水害、震災、火山災害など）があり、特に自然災害の中で突発的に起こりうる身近な災害の一つとして地震災害がある。

県が平成 27 年 3 月に公表した「第 3 次長野県地震被害想定調査 報告書」では、県内の主要活断層帯の内、6 つの活断層による地震（長野盆地西縁断層帯の地震、糸魚川－静岡構造線断層帯の地震、伊那谷断層帯の地震、阿寺断層帯の地震、木曾山脈西縁断層帯の地震、境峠・神谷断層帯の地震）と南海トラフ沿いで発生する想定東海地震及び南海トラフの巨大地震による地震を想定し、被害状況などを公表している。

この報告書によると想定地震の中で最も当市に影響があるのは、「糸魚川－静岡構造線断層帯」の地震としており、その想定震度は、震度 5 強～6 弱としている。

(2) 被害想定

想定される地震の規模は同じであっても、地震発生の時刻や季節、あるいは気象条件により被害は変化する。当市で想定される想定地震における被害想定結果による最大被害は、建物被害では冬 18 時の強風時、人的被害では夏 12 時の強風時、避難者では冬 18 時の強風時、要配慮者では冬 18 時の強風時、ライフラインでは被災直後、物資不足では 1 日後の冬 18 時の強風時である。

なお、被害想定の詳細は次のとおりである。

被害区分	被害項目		単位	佐久市	最大被害 想定場面
建物被害	液状化	全壊	棟	*	冬 18 時 強 風 時
		半壊	棟	10	
	揺れ	全壊	棟	*	
		半壊	棟	150	
	断層変位	全壊	棟	0	
	土砂災害	全壊	棟	10	
半壊		棟	40		
火災	焼失	棟	0		
人的被害	死者数	建物倒壊	人	*	夏 12 時 強 風 時
		(うち)屋内収容物	人	*	
		土砂災害	人	*	
		火災	人	0	
		ブロック塀等	人	*	

被害区分	被害項目		単位	佐久市	最大被害 想定場面
人的被害	負傷者数	建物倒壊	人	50	夏 12 時 強 風 時
		(うち)屋内収容物	人	50	
		土砂災害	人	*	
		火災	人	0	
		ブロック塀等	人	*	
	重傷者数	建物倒壊	人	10	
		(うち)屋内収容物	人	10	
		土砂災害	人	*	
		火災	人	0	
		ブロック塀等	人	*	
自力脱出困難者数		人	*		
避難者	被災 1 日後	避難所	人	50	冬 12 時 強 風 時
		避難所外	人	30	
	被災 2 日後	避難所	人	560	
		避難所外	人	560	
	被災 1 週間後	避難所	人	280	
		避難所外	人	280	
	被災 1 ヶ月後	避難所	人	40	
		避難所外	人	90	
要配慮者	避難所避難者にお ける要配慮者数	1 日後	人	10	冬 12 時 強 風 時
		2 日後	人	110	
		1 週間後	人	60	
		1 ヶ月後	人	10	
ライフライン	上水道	断水人口	人	32,620	被災直後
	下水道	支障人数	人	27,830	
	都市ガス	供給停止戸数	戸	0	
	電力	停電軒数	軒	18,200	
物資不足	食料	過不足量	食	3,350	1 日後
	飲料水	過不足量	ℓ	△18,030	冬 18 時 強 風 時
	毛布	過不足量	枚	11,500	

※建物被害及び人的被害5未満の数値は、「*：わずか」と表記

※「物資不足」では△が不足量を、正の数は需要量を上回る主要備蓄量や給水可能量を示す

参考：第3次長野県地震被害想定調査

5 災害時業務継続計画の重要な6要素

災害時業務継続計画の中核となり、その策定に当って必ず定めるべき重要な要素として以下の6要素がある。市はこれらの6要素(以下「重要6要素」という。)についてあらかじめ定めておくものとする。

<p>(1) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</p>	<p>市長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
<p>(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</p>	<p>本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
<p>(3) 電気、水、食料等の確保</p>	<p>停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
<p>(4) 災害時における多様な通信手段の確保</p>	<p>断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
<p>(5) 重要な行政データのバックアップ</p>	<p>業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
<p>(6) 非常時優先業務の整理</p>	<p>非常時に優先して実施すべき業務を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

(1) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

ア 現時点の状況

(ア) 市長の職務代行の順位

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	総務部長	企画部長
<ul style="list-style-type: none"> ・職務代行の順位第2順位までは、「佐久市地域防災計画」に定められている。 ・職務代行の順位第3順位は、本計画で定める。 		

(イ) 活動開始基準と職員の参集体制

地震災害時、風水害災害時、火山災害時

活動体制	活動開始基準	職員の参集体制
警戒 一次体制	<ul style="list-style-type: none"> ○市域に震度4の地震が発生したとき。 ○東海地震観測情報が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ■総務部 <ul style="list-style-type: none"> ○危機管理課 ■企画部 <ul style="list-style-type: none"> ○広報情報課
	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報が発表されたとき。 ○台風接近時における大雨注意報又は強風注意報が発表されたとき。 ○大雨、洪水、大雪、強風、風雪、雷注意報が発表され、災害発生のおそれのあるときで総務部長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ■福祉部 <ul style="list-style-type: none"> ○臼田学園（施設職員配置基準による） ■経済部 <ul style="list-style-type: none"> ○農政課 ○耕地林務課 ■建設部 <ul style="list-style-type: none"> ○土木課 ■臼田支所 <ul style="list-style-type: none"> ○総務税務係 ■浅科支所 <ul style="list-style-type: none"> ○総務税務係 ■望月支所 <ul style="list-style-type: none"> ○総務税務係 ■学校教育部 <ul style="list-style-type: none"> ○小中学校（学校職員配置基準による）
	<ul style="list-style-type: none"> ○浅間山に関する噴火警戒（火口周辺・噴火警戒レベル2）が発表されたときで、総務部長が配備の必要があると認めたとき。 	

活動体制	活動開始基準	職員の参集体制
警戒二次体制	<p>○市域に震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>○警戒一次体制の状況下で市長が必要と認めたととき。</p>	<p>■総務部</p> <p>○危機管理課 ○総務課 ○秘書課</p> <p>○財政課</p> <p>■企画部</p> <p>○企画課 ○広報情報課 ○契約課</p>
	<p>○警戒一次体制の状況下で市長が必要と認めたととき。</p> <p>○国土交通大臣又は県知事が水防警戒を公表したとき。</p> <p>○土砂災害警戒情報が発表されたとき。</p> <p>○河川の水位が氾濫注意水位（レベル2）に達したとき。</p>	<p>■市民健康部</p> <p>○市民課 ○人権同和課</p> <p>○健康づくり推進課 ○国保医療課</p> <p>■環境部</p> <p>○環境政策課 ○生活環境課</p> <p>○下水道課</p> <p>■福祉部</p> <p>○福祉課 ○子育て支援課</p> <p>○高齢者福祉課</p> <p>○臼田学園（施設職員配置基準による）</p>
	<p>○浅間山に関する噴火警戒（火口周辺・噴火警戒レベル3）が発表されたときで、市長が必要と認めたととき。</p> <p>○警戒一次体制の状況下で市長が必要と認めたととき。</p>	<p>■経済部</p> <p>○農政課 ○耕地林務課</p> <p>○商工振興課 ○観光交流推進課</p> <p>■建設部</p> <p>○土木課 ○道路建設課</p> <p>○都市計画課 ○都市開発課</p> <p>○公園緑地課 ○建築住宅課</p> <p>■地域局</p> <p>○地域整備室</p> <p>■臼田支所</p> <p>○総務税務係 ○経済建設環境係</p> <p>■浅科支所</p> <p>○総務税務係 ○経済建設環境係</p> <p>■望月支所</p> <p>○総務税務係 ○経済建設環境係</p>

活動体制	活動開始基準	職員の参集体制
警戒二次体制		<ul style="list-style-type: none"> ■会計局 <ul style="list-style-type: none"> ○会計課 ■学校教育部 <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育課 ○教育施設課 ○学校給食課 ○小中学校（学校職員配置基準による） ■社会教育部 <ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習課 ○文化振興課 ○体育課 ○中央公民館 ○中央図書館 ○近代美術館 ■議会事務局 ■浅間総合病院 <ul style="list-style-type: none"> ○浅間総合病院 ○みすず苑
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ○市域に震度5強の地震が発生したとき。 ○東海地震注意情報が発表されたとき。 ○警戒二次体制の状況下で市長が必要と認めたとき。 ○その他市長が必要と認めたとき。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき。 ○次の状況下で、市長が必要と認めたとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害が発生したとき。 ・大規模な災害が発生するおそれのあるとき。 ○土砂災害警戒情報が発表され、さらに災害が発生するおそれのあるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ■総務部 <ul style="list-style-type: none"> ○危機管理課 ○総務課 ○秘書課 ○財政課 ○税務課 ○収税課 ○選挙管理委員会 ○監査委員事務局 ■企画部 <ul style="list-style-type: none"> ○企画課 ○広報情報課 ○契約課 ■市民健康部 <ul style="list-style-type: none"> ○市民課 ○人権同和課 ○健康づくり推進課 ○国保医療課 ■環境部 <ul style="list-style-type: none"> ○環境政策課 ○生活環境課 ○下水道課 ○新クリーンセンター整備推進室 ■福祉部 <ul style="list-style-type: none"> ○福祉課 ○子育て支援課 ○保育所園長 ○高齢者福祉課 ○臼田学園（施設職員配置基準による）

活動体制	活動開始基準	職員の参集体制
非常体制	○河川の水位が氾濫危険水位（レベル4）に達したとき。	■経済部 ○農政課 ○耕地林務課 ○商工振興課 ○観光交流推進課 ○農業委員会事務局 ■建設部 ○土木課 ○道路建設課 ○都市計画課 ○都市開発室 ○公園緑地課 ○建築住宅課 ■地域整備室 ○地域整備室 ■臼田支所 ○総務税務係 ○市民福祉班 ○経済建設環境係 ■浅科支所 ○総務税務係 ○市民福祉班 ○経済建設環境係 ■望月支所 ○総務税務係 ○市民福祉班 ○経済建設環境係 ■会計局 ○会計課 ■学校教育部 ○学校教育課 ○教育施設課 ○学校給食課 ○小中学校（学校職員配置基準による） ■社会教育部 ○生涯学習課 ○文化振興課 ○体育課 ○中央公民館 ○中央図書館 ○近代美術館 ■議会事務局 ■浅間総合病院 ○浅間総合病院 ○みすず苑（浅間総合病院職員配置基準による）
	○特別警報が発表されたとき ○浅間山に関する噴火警戒（火口周辺・噴火警戒レベル3）が発表され、災害が発生するおそれがあるとき。 ○噴火警報（居住地域・噴火警戒レベル4・5）が発表されたとき。 ○その他市長が必要と認めたとき。	

活動体制	活動開始基準	職員の参集体制
緊急体制	<ul style="list-style-type: none"> ○特別警報が発表されたとき ○市域に震度6弱以上の地震が発生したとき ○東海地震予知情報が発表されたとき ○東海地震に係る警戒宣言が発表されたとき。 ○その他市長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ■総務部 <ul style="list-style-type: none"> ○全課 ■企画部 <ul style="list-style-type: none"> ○企画課 ○広報情報課 ○契約課 ■市民健康部 <ul style="list-style-type: none"> ○市民課（出張所含む） ○人権同和課 ○健康づくり推進課 ○国保医療課 ■環境部 <ul style="list-style-type: none"> ○環境政策課 ○生活環境課 ○下水道課 ○新クリーンセンター整備推進室 ■福祉部 <ul style="list-style-type: none"> ○福祉課 ○子育て支援課 ○保育所園長 ○高齢者福祉課 ○臼田学園（施設職員配置基準による） ■経済部 <ul style="list-style-type: none"> ○全課 ■建設部 <ul style="list-style-type: none"> ○全課 ■地域整備室 ■臼田支所 <ul style="list-style-type: none"> ○全係 ■浅科支所 <ul style="list-style-type: none"> ○全係 ■望月支所 <ul style="list-style-type: none"> ○全係 ■会計局 <ul style="list-style-type: none"> ○会計課 ■学校教育部 <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育課 ○教育施設課 ○学校給食課 ○小中学校（学校職員配置基準による）
	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模な災害が発生した場合、市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。 	

活動体制	活動開始基準	職員の参集体制
緊急体制		<p>■社会教育部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習課 ○文化振興課 ○体育課 ○中央公民館課 ○中央図書館課 ○近代美術館 <p>■議会事務局</p> <p>■浅間総合病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浅間総合病院 ○みすず苑（浅間総合病院職員配置基準による）
全体体制	○市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。	■全部局

(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

ア 現時点の状況

○市災害対策本部設置場所として指定している市役所本庁舎であるが、本庁舎が使用不能な場合の代替施設の優先順位は、原則として以下のとおりとする。

- 1 望月支所
- 2 白田支所

イ 代替庁舎検討用リスト

施設名	建築年 (耐震対策済みの場合○)	災害危険度				附帯設備・事務機器等					同時被災の可能性のある災害 (無の場合○)	代替庁舎候補
		津波	液状化	洪水	その他 (土砂災害・火災等)	非常用発電機／燃料	通信機器	情報システム	水・食料・トイレ等の備蓄	事務機器・備品		
望月支所	H6 ○	○	○	○	○	○	・固定電話 ・衛星携帯 ・防災行政無線 (同報系・移動系)	○ ・総合行政システム他	○	○	○	○
白田支所	H30 ○	○	○	○	○	○	・固定電話 ・衛星携帯 ・防災行政無線 (同報系・移動系)	○ ・総合行政システム他	○	○	○	○

※災害危険度について、「発生の可能性がない(極めて低い)」「対策が取られている」など危険度が低い場合は「○」、危険度が高い場合は「×」とする。

(3) 電気、水、食料等の確保

ア 現時点の状況

(ア) 電気【非常用発電機と燃料の確保】

■本庁舎【非常用発電機】

非常用発電機 1台【本庁舎敷地内】 発電電力 104KVA 運転可能時間 約72時間	燃料備蓄（軽油） タンク 3,000L
電力供給先 エレベーター（ただし、地震発生時等には使用しない。） 消火ポンプ 市民ホール 本庁舎4階危機管理課から秘書課まで 電算室 電話、FAX（1回線）	

■本庁舎 その他施設【長野県衛星系防災行政無線】

非常用発電機 1台【本庁舎屋上】 運転可能時間 約24時間	燃料備蓄（軽油） タンク 45L
電力供給先 長野県衛星系防災行政無線【本庁舎4階】	

■本庁舎 その他施設【防災行政無線（同報系）「佐久・望月」】

非常用発電機 1台【本庁舎1階】 運転可能時間 約24時間	燃料備蓄（軽油） タンク 70L
電力供給先 市防災行政無線（同報系）、Jアラート【本庁舎1階 放送室】	
防災行政無線（同報系）屋外拡声子局 220箇所（佐久地区 162箇所、望月地区 58箇所）【市内】 運転可能時間 約24時間（バッテリー）	バッテリー

■本庁舎 その他施設【防災行政無線（同報系）「望月中継局」】

非常用発電機 1台【望月 1807-5】 運転可能時間 約 72 時間	燃料備蓄（軽油） タンク 190 L
電力供給先 望月中継局	

■本庁舎 その他施設【防災行政無線（同報系）「荒船中継局」】

非常用発電機 1台【内山 352-1】 運転可能時間 約 72 時間	燃料備蓄（軽油） タンク 190 L
電力供給先 荒船中継局	

■南棟【非常用発電機】

非常用発電機 1台【南棟敷地内】 発電電力 30KVA 運転可能時間 約 28 時間	燃料備蓄（軽油） タンク 280 L
電力供給先 フロアの4分の1照明 8割のコンセント	

■代替施設（望月支所）

非常用発電機 1台【支所地下1階】 運転可能時間 約 4 時間	燃料備蓄（灯油） タンク 190 L
電力供給先 消火栓設備・給水ポンプ 電気室給排気設備 庁舎内非常用コンセント	

■代替施設（臼田支所）

非常用発電機 1台【支所1階】 運転可能時間 約 5 時間	燃料備蓄（ガソリン） タンク 17 L
電力供給先 1 F 事務室（総務税務係） 2 F 大会議の一部	

■代替施設（臼田支所）その他施設【市防災行政無線（同報系）「臼田」】

非常用発電機 1台【支所敷地内】 運転可能時間 約 14.5 時間	燃料備蓄（軽油） タンク 190 L
電力供給先 市防災行政無線（同報系）親局	

■代替施設（臼田支所）、その他施設（市防災行政無線（同報系）【臼田】）

市防災行政無線（同報系）屋外拡声子局 41 箇所【市内】 運転可能時間 約 24 時間（バッテリー）	バッテリー
---	-------

■その他施設【防災行政無線（同報系）「浅科」】

防災行政無線（同報系）【支所 2 階 放送室】 運転可能時間 約 24 時間	バッテリー
電力供給先 防災行政無線（同報系）親局	

防災行政無線（同報系）屋外拡声子局 27 箇所【市内】 運転可能時間 約 12 時間（バッテリー）	バッテリー
--	-------

（イ）食料等の備蓄

■本庁舎

水	なし
食料	なし
仮設トイレ	なし
消耗品等	・コピー用紙 A4：20 箱（50,000 枚） A3：10 箱（15,000 枚） ・トイレットペーパー：0 ロール

■代替施設（望月支所）

水	なし
食料	なし
仮設トイレ	なし
消耗品等	・コピー用紙 A4：80 箱（200,000 枚） A3：30 箱（45,000 枚） ・トイレットペーパー：100 ロール

■代替施設（臼田支所）

水	なし
食料	なし
仮設トイレ	なし
消耗品等	・コピー用紙 A4：10箱（25,000枚） A3：5箱（7,500枚） ・トイレトペーパー：40ロール

イ 今後の検討事項

- 起動点検を毎年度実施する。
- 水、食料、仮設トイレ、消耗品等の備蓄は、全職員の3日分の整備を検討する。
- 職員に対し、市民と同様に自助の観点から各自で可能な限りの飲料水・食料を備えておき、参集時ペットボトル等を自分自身で持参するようにする。

(4) 災害時における多様な通信手段の確保

ア 現時点の状況

通信機器の確保

1	防災行政無線（同報系）	
	・親局（本庁舎1階 放送室）	1局
	・ 〃 （臼田支所別棟 無線室）	1局
	・ 〃 （浅科支所2階 放送室）	1局
	・遠隔制御装置（本庁舎1階 宿直室）	1局
	・ 〃 （佐久消防署 消防団長室）	1局
	・ 〃 （望月支所1階 宿直室）	1局
	・屋外拡声子局	288局（佐久(162局)・望月(58局) 臼田(41局)、浅科(27局)）
	・戸別受信機	7,554台（臼田5,026台（配備4,976台 在庫50台） 浅科2,528台（配備2,358台 在庫170台））
2	防災行政無線（移動系）	
	・基地局（本庁 7階電話交換室）	1局
	・陸上移動局	28局
	・基地局（臼田支所 別棟無線室）	1局
	・陸上移動局	23局
	・基地局（浅科支所 2階放送室）	1局
	・陸上移動局	7局
	・基地局（望月支所 PH階）	1局
	・陸上移動局	8局
3	長野県防災行政無線（衛星系）	
	・固定電話（佐久市役所4階 危機管理課）	1台
4	佐久市	
	・衛星携帯電話（佐久市役所4階 危機管理課）	1台
	・ 〃 （臼田支所1階 総務税務係）	1台
	・ 〃 （馬坂区長宅）	1台
	・ 〃 （望月支所1階 総務税務係）	1台

5 佐久市

- ・災害時優先電話（佐久市役所） 6回線（本庁舎3、南棟3）
- ・ 〃 （臼田支所） 2回線（総務税務係）
- ・ 〃 （浅科支所） 1回線（総務税務係）
- ・ 〃 （望月支所） 1回線（総務税務係）
- ・ 〃 （避難所等） 100回線（浅間体育センター他99）
- ・災害時優先携帯電話 2台（危機管理課 危機管理係、消防団係）

イ 今後の検討事項

- 防災行政無線（移動系）の使用訓練を追加する。

(5) 重要な行政データのバックアップ

ア 現時点の状況

系列	システム名	概要	管理課	バックアップ
基幹系システム	総合行政システム	住民基本台帳、国民健康保険、税管理等		・受託業者のデータセンター (毎日)
	戸籍システム	戸籍管理	市民課	・本庁舎6階電算室(毎日) ・受託業者のデータセンター (毎日)
	児童扶養手当システム	児童扶養手当管理	子育て支援課	・受託業者のデータセンター (毎日)
	総合福祉事務支援システム	在宅介護、障害者自立支援、ケアマネジメント等	高齢者福祉課 福祉課	・受託業者のデータセンター (毎日)
	健康管理システム	健康管理、検診事務支援	健康づくり推進課	・受託業者のデータセンター (毎日)
	福祉医療システム	福祉医療給付事務支援	国保医療課	・受託業者のデータセンター (毎日)
	農業行政システム	農地管理	農業委員会	・受託業者のデータセンター (毎日)
	公営住宅管理システム	市営住宅管理	建築住宅課	・受託業者のデータセンター (毎日)
	占有料システム	道路占用料管理	土木課	・受託業者のデータセンター (毎日)
	住宅貸付システム	住宅貸付業務支援	人権同和課	・受託業者のデータセンター (毎日)
	下水道管理	下水道料金収納等	下水道課	・受託業者のデータセンター (毎日)
	下水道受益者負担金管理システム	下水道受益者負担金管理	下水道課	・受託業者のデータセンター (毎日)
	滞納管理システム	滞納管理	収税課	・受託業者のデータセンター (毎日)
	生活保護システム	生活保護事務支援	福祉課	・サーバ(福祉課内)(月3回)
固定資産評価システム	固定資産評価	税務課	・受託業者のデータセンター (毎日)	

系列	システム名	概要	管理課	バックアップ
基幹系システム	地域包括支援システム	包括的支援業務等	高齢者福祉課	・サーバ（高齢者福祉課内） （毎日）
基幹系・情報系システム	人事・庶務事務システム	人事給与、庶務事務支援	総務課	・受託業者のデータセンター （毎日）
情報系システム	グループウェア	職員間の情報共有等		・受託業者のデータセンター （毎日）
	公営企業会計システム	予算	下水道課	・受託業者のデータセンター （毎日）
	下水道台帳管理システム	下水道台帳管理	下水道課	・サーバ（下水道課） （週1回）
	財務会計システム	財務会計	財政課	・受託業者のデータセンター （毎日）
	契約管理システム	契約管理	契約課	・受託業者のデータセンター （毎日）
	地籍管理システム	地籍管理	税務課	・本庁舎6階電算室（年1回）
	道路GIS	道路台帳管理	土木課	・本庁舎6階電算室（毎日）
	公会計管理台帳システム	市有資産台帳	管財係	・受託業者のデータセンター （毎日）
<p>○約8割の基幹系及び情報系システムのバックアップは、受託先のデータセンター（長野市）に保管している。</p> <p>○約2割の基幹系及び情報系システムのバックアップは、庁舎内6階電算室または、各課で保管している。</p>				

イ 今後の検討事項

各管理課共通事項

- 各システムのバックアップは、同時被災しない場所にバックアップデータとして保管の検討が必要である。
- 電子データだけではなく、紙データでの保管も検討が必要である。

(6) 非常時優先業務の整理

ア 非常時優先業務の概要

非常時優先業務とは、大規模な災害にあっても優先して実施しなければならない業務のことである。(再掲)

イ 非常時優先業務の選定方法

「ア 非常時優先業務の概要」に基づき、以下に示す方法によって非常時優先業務の整理を行いました。

(ア) 優先通常業務について

災害応急対策業務以外の業務で、それらの業務開始の遅れや中断が、市民の生命、身体及び財産の保護に及ぼす影響度が高く、また、市民サービスの低下に繋がる業務を市の「事務処理規則、組織規則、教育委員会組織規則、教育委員会事務局処務規程」を基準として定めた業務としました。

(イ) 災害応急対策業務について

地域防災計画の「各部及び班の事務分掌」に定められた全業務で、それらの業務開始の遅れや中断が市民の生命、身体及び財産の保護に及ぼす影響度が高い復旧・復興業務及び市民サービスの低下に繋がる業務としました。

ウ 非常時優先業務の選定結果集計

平成 29 年 11 月現在

部名	業務種別/業務開始 目標時間		3時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	1ヶ月 以内	1ヶ月 以降	非常時 優先 業務数 合計	業務数 (平常時 業務数) 合計
	総務対策部	優先 通常業務	業務数	8	3	2	1	0	0	14
割合(%)			10.5	4.0	2.6	1.3	0	0	18.4	
災害応急 対策業務		業務数	23	6	2	2	0	1	34	34
		割合(%)	67.7	17.6	5.9	5.9	0	2.9	100	
合計		業務数	31	9	4	3	0	1	48	110
		割合(%)	28.2	8.2	3.6	2.7	0	0.9	43.6	

企画対策部	優先 通常業務	業務数	0	1	3	2	0	0	6	26
		割合(%)	0	3.9	11.5	7.7	0	0	23.1	
	災害応急 対策業務	業務数	8	7	0	0	0	0	15	15
		割合(%)	53.3	46.7	0	0	0	0	100	
	合計	業務数	8	8	3	2	0	0	21	41
		割合(%)	19.5	19.5	7.3	4.9	0	0	51.2	

市民健康対策部	優先 通常業務	業務数	5	6	4	16	19	2	52	81
		割合(%)	6.2	7.4	4.9	19.7	23.5	2.5	64.2	
	災害応急 対策業務	業務数	13	6	2	0	0	0	21	21
		割合(%)	61.9	28.6	9.5	0	0	0	100	
	合計	業務数	18	12	6	16	19	2	73	102
		割合(%)	17.6	11.8	5.9	15.7	18.6	2.0	71.6	

環境対策部	優先 通常業務	業務数	1	6	0	1	0	0	8	44
		割合(%)	2.3	13.6	0	2.3	0	0	18.2	
	災害応急 対策業務	業務数	11	5	3	0	1	0	20	20
		割合(%)	55.0	25.0	15.0	0	5.0	0	100	
	合計	業務数	12	11	3	1	1	0	28	64
		割合(%)	18.7	17.2	4.7	1.6	1.6	0	43.8	

部名	業務種別/業務開始 目標時間		3時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	1ヶ月 以内	1ヶ月 以降	非常時 優先 業務数 合計	業務数 (平常時 業務数) 合計
	福祉対策部	優先 通常業務	業務数	4	1	3	5	0	0	13
割合(%)			11.4	2.8	8.6	14.3	0	0	37.1	
災害応急 対策業務		業務数	13	10	3	2	1	0	29	29
		割合(%)	44.8	34.5	10.3	6.9	3.5	0	100	
合計		業務数	17	11	6	7	1	0	42	64
		割合(%)	26.5	17.2	9.4	10.9	1.6	0	65.6	

経済対策部	優先 通常業務	業務数	2	9	3	0	1	2	17	91
		割合(%)	2.2	9.9	3.3	0	1.1	2.2	18.7	
	災害応急 対策業務	業務数	10	9	7	2	2	0	30	30
		割合(%)	33.2	30.2	23.2	6.7	6.7	0	100	
	合計	業務数	12	18	10	2	3	2	47	121
		割合(%)	9.9	14.9	8.3	1.6	2.5	1.6	38.8	

建設対策部	優先 通常業務	業務数	6	0	2	11	15	4	38	78
		割合(%)	7.7	0	2.6	14.1	19.2	5.1	48.7	
	災害応急 対策業務	業務数	18	15	1	3	0	0	37	37
		割合(%)	48.7	40.5	2.7	8.1	0	0	100	
	合計	業務数	24	15	3	14	15	4	75	115
		割合(%)	20.9	13.0	2.6	12.2	13.0	3.5	65.2	

地域対策部	優先 通常業務	業務数	2	0	0	0	0	1	3	5
		割合(%)	40.0	0	0	0	0	20.0	60.0	
	災害応急 対策業務	業務数	4	0	0	0	0	0	4	4
		割合(%)	100	0	0	0	0	0	100	
	合計	業務数	6	0	0	0	0	1	7	9
		割合(%)	66.7	0	0	0	0	11.1	77.8	

部名	業務種別/業務開始 目標時間		3時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	1ヶ月 以内	1ヶ月 以降	非常時 優先 業務数 合計	業務数 (平常時 業務数) 合計
	会計対策部	優先 通常業務	業務数	1	8	1	0	2	2	14
割合(%)			6.3	50.0	6.2	0	12.5	12.5	87.5	
災害応急 対策業務		業務数	4	0	1	0	0	0	5	5
		割合(%)	80.0	0	20.0	0	0	0	100	
合計		業務数	5	8	2	0	2	2	19	21
		割合(%)	23.9	38.1	9.5	0	9.5	9.5	90.5	

議会対策部	優先 通常業務	業務数	1	0	1	0	0	0	2	18
		割合(%)	5.0	0	5.0	0	0	0	10.0	
	災害応急 対策業務	業務数	3	2	0	1	0	0	6	6
		割合(%)	50.0	33.3	0	16.7	0	0	100	
	合計	業務数	4	2	1	1	0	0	8	24
		割合(%)	16.6	8.3	4.2	4.2	0	0	33.3	

学校教育対策部	優先 通常業務	業務数	5	1	5	1	4	1	17	37
		割合(%)	13.5	2.7	13.5	2.7	10.8	2.7	45.9	
	災害応急 対策業務	業務数	3	5	4	1	5	1	19	19
		割合(%)	15.8	26.3	21.0	5.3	26.3	5.3	100	
	合計	業務数	8	6	9	2	9	2	36	56
		割合(%)	14.2	10.7	16.1	3.6	16.1	3.6	64.3	

社会教育対策部	優先 通常業務	業務数	3	5	0	0	0	0	8	30
		割合(%)	10.0	16.7	0	0	0	0	26.7	
	災害応急 対策業務	業務数	11	7	3	2	1	0	24	24
		割合(%)	45.8	29.2	12.5	8.3	4.2	0	100	
	合計	業務数	14	12	3	2	1	0	32	54
		割合(%)	25.9	22.2	5.6	3.7	1.9	0	59.3	

部名	業務種別/業務開始 目標時間		3時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	1ヶ月 以内	1ヶ月 以降	非常時 優先 業務数 合計	業務数 (平常時 業務数) 合計
	病院対策部	優先 通常業務	業務数	12	0	0	0	0	0	12
割合(%)			100	0	0	0	0	0	100	
災害応急 対策業務		業務数	19	0	0	0	0	0	19	19
		割合(%)	100	0	0	0	0	0	100	
合計		業務数	31	0	0	0	0	0	31	31
		割合(%)	100	0	0	0	0	0	100	

白田支部対策部	優先 通常業務	業務数	9	7	2	3	1	0	22	25
		割合(%)	36.0	28.0	8.0	12.0	4.0	0	88.0	
	災害応急 対策業務	業務数	20	14	0	1	0	0	35	35
		割合(%)	57.1	40.0	0	2.9	0	0	100	
	合計	業務数	29	21	2	4	1	0	57	60
		割合(%)	48.3	35.0	3.3	6.7	1.7	0	95.0	

浅科支部対策部	優先 通常業務	業務数	9	7	2	3	1	0	22	25
		割合(%)	36.0	28.0	8.0	12.0	4.0	0	88.0	
	災害応急 対策業務	業務数	23	14	0	1	0	0	38	38
		割合(%)	60.5	36.9	0	2.6	0	0	100	
	合計	業務数	32	21	2	4	1	0	60	63
		割合(%)	50.8	33.3	3.2	6.3	1.6	0	95.2	

望月支部対策部	優先 通常業務	業務数	9	7	2	3	2	0	23	26
		割合(%)	34.6	27.0	7.7	11.5	7.7	0	88.5	
	災害応急 対策業務	業務数	20	14	0	1	0	0	35	35
		割合(%)	57.1	40.0	0	2.9	0	0	100	
	合計	業務数	29	21	2	4	2	0	58	61
		割合(%)	47.5	34.4	3.3	6.6	3.3	0	95.1	

部名	業務種別/業務開始 目標時間		3時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	1ヶ月 以内	1ヶ月 以降	非常時 優先 業務数 合計	業務数 (平常時 業務数) 合計
	消防対策部	優先 通常業務	業務数	2	0	0	0	1	1	4
割合(%)			40.0	0	0	0	20.0	20.0	80.0	
災害応急 対策業務		業務数	8	0	1	0	0	0	9	9
		割合(%)	88.9	0	11.1	0	0	0	100	
合計		業務数	10	0	1	0	1	1	13	14
		割合(%)	71.3	0	7.2	0	7.2	7.2	92.9	

部名	業務種別/業務開始 目標時間		3時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	1ヶ月 以内	1ヶ月 以降	非常時 優先 業務数 合計	業務数 (平常時 業務数) 合計
	全対策部合計	優先 通常業務	業務数	79	61	30	46	46	13	275
割合(%)			12.5	9.7	4.8	7.3	7.3	2.1	43.7	
災害応急 対策業務		業務数	211	114	27	16	10	2	380	380
		割合(%)	55.5	30.0	7.1	4.2	2.7	0.5	100	
合計		業務数	290	175	57	62	56	15	655	1,010
		割合(%)	28.7	17.3	5.7	6.1	5.6	1.5	64.9	

非常時優先業務数の数は、優先通常業務では平常時業務 630 業務中 275 業務 (43.7%)、災害応急対策業務では 380 業務中 380 業務 (100%)、合計 1,010 業務中 655 業務 (64.9%) となっている。部別に非常時優先業務の優先通常業務についてみると、病院対策部 100%、望月支部対策部 88.5%、臼田支部対策部 88%、浅科支部対策部 88%などが高く、低いのは議会对策部 10%、環境対策部 18.2%、総務対策部 18.4%などである。

優先通常業務について合計を時間帯別にみると、「3時間以内」が 79 業務 (12.5%)、「1日以内」が 61 業務 (9.7%)、「1週間以内」と「1ヶ月以内」が同じ 46 業務 (7.3%) などが多く、また、24時間以内の業務を合計すると 140 業務 (22.2%) で半数が集中している。一方、災害応急対策業務では、「3時間以内」が 211 業務 (55.5%) と過半数を占めている。

6 災害時業務継続計画の発動・解除

(1) 対象となる危機状況

風水害、震災、火山災害などの自然災害をはじめ、新型インフルエンザや武力攻撃等の市に支障を及ぼす恐れのあるすべての危機状況が生じた場合とする。

(2) 発動基準

ア 地震

市内に震度5強以上の地震が発生した場合、自動的に発動し、震度5弱以下の地震が発生した場合は、被害状況などに応じ、災害対策本部の設置により発動する。

イ 風水害など、市地域防災計画に規定する災害状況などに応じ、災害対策本部長の宣言により、本計画の実施を発動する。

ウ その他の危機状況（新型インフルエンザや武力攻撃など）

起こりうる様々な脅威に対して情報収集等の初動対応を迅速に行い、その状況に応じて本計画の運用について適切な対応をとる。

また、新型インフルエンザなど行動計画など別に定めたものがある場合は、運用についての調整を図る。

(3) 解除基準

災害応急対策が概ね完了したと災害対策本部長が認めたとき、本計画の実施を解除宣言する。

但し、各対策部長は解除宣言前でも、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止等した通常業務を順次再開させる。

7 災害時業務継続計画の策定体制・継続的改善

(1) 災害時業務継続計画の策定体制

災害時業務継続計画の策定に際しては、全庁的な検討体制とする。検討体制には、非常時優先業務の所管部局、その実施に必要な資源(庁舎、職員、電力情報システム等)を所管する部局、そして災害時業務継続計画のとりまとめを担当する部署を始め全部局が検討に参画及び情報の共有を図り、非常時優先業務の整理などを行う。

これは、非常時優先業務の整理や必要資源の配分などを検討する際には、部局を超えた優先順位等の合意形成が必要となるためである。

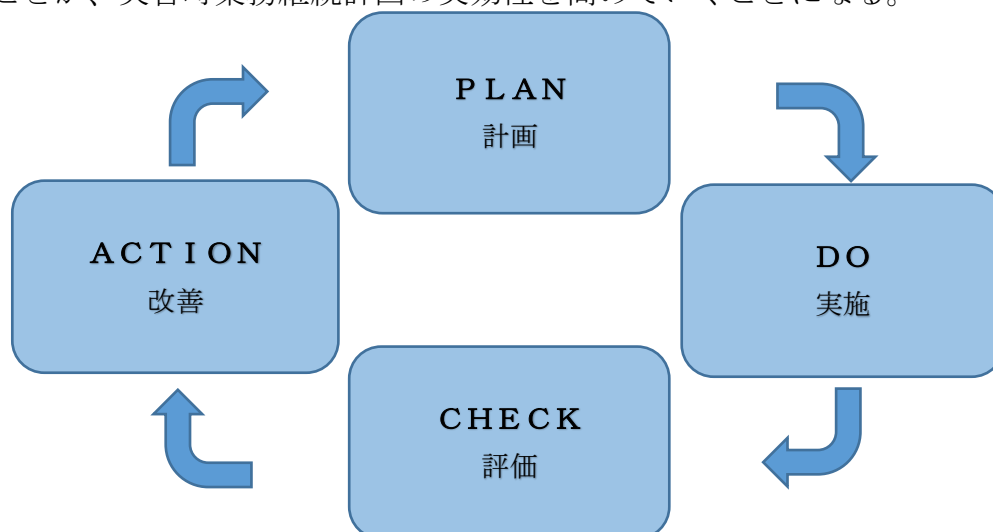
(2) 災害時業務継続計画の継続的改善

災害時業務継続計画は一旦策定すればよいというものではなく、計画の実効性を確認し、高めていくには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要である。そのためには、教育や訓練の計画などを策定し、これに従い着実に実施することが必要である。

業務継続に係る訓練には、非常参集訓練、安否確認訓練、非常通信訓練、情報システムのバックアップからの復旧訓練、各対策部を対象とした机上訓練・図上訓練など様々な種類がある。これらの訓練で明らかになった課題や改善点は、災害時業務継続計画の改訂で確実に反映させることが重要である。

また、電気、水、食料、人員などの必要資源について点検を行い、平時から設備の増強、備蓄の促進、人員確保・育成について計画的に実施しておくことも重要である。

このように、計画策定後も Plan (計画)、Do (実施)、Check (評価) Action (改善) の4つの視点に基づくPDCAの循環による継続的な改善を図ることが、災害時業務継続計画の実効性を高めていくことになる。



余白のページ

佐久市災害時業務継続計画（BCP）

平成30年2月策定

佐久市総務部 危機管理課
TEL 0267-62-3008